

ART GATO

いろいろな  
言葉で  
「ありがとう！」

Merci

フランス語

고맙습니다

韓国語

わ た し た ち の  
あ せ 手  
し ま き で  
ひ と つ に

Thank

英語

だい 第61集 しゅう

ありがとう

日本語

謝謝

中国語

Grazie

イタリア語

Obrigada

ポルトガル語

指文字で



あ

り

が

と

う

だざいふし だざいふ しきょういくいんかい だざいふ ししんけんけいはつじぎあうきかくうんえいかいぎ へんしゅういん  
太宰府市・太宰府市教育委員会・太宰府市人権啓発事業企画運営会議 編集委員



# 目次

部落差別ってまだあるのかな？	1
「太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例」 ができました	2
この条例がめざす社会とは	3～5
太宰府市内の小中学校での差別事象報告	6～7
東京オリンピック・ パラリンピックを見て思うこと	8～9
市ではこんなことをやっています	裏表紙

## はじめに

この度発行いたしました啓発冊子は、インターネットをはじめとした情報化の普及に伴い、今もなお部落差別が存在する現状を踏まえ、昨年12月に制定した「太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例」と、市内で起きている差別事象について、より深く理解していただき、本市がめざす「部落差別をはじめとするあらゆる差別を許さない」という人権尊重のまちづくりを進めるため、市役所内の多岐にわたる部署の職員によって作成いたしました。

市民の皆さまが人権問題について関心を高め、差別に対する認識を深めていただくきっかけになれば幸いです。

太宰府市長 楠田 大蔵



# 部落差別ってまだあるのかな？



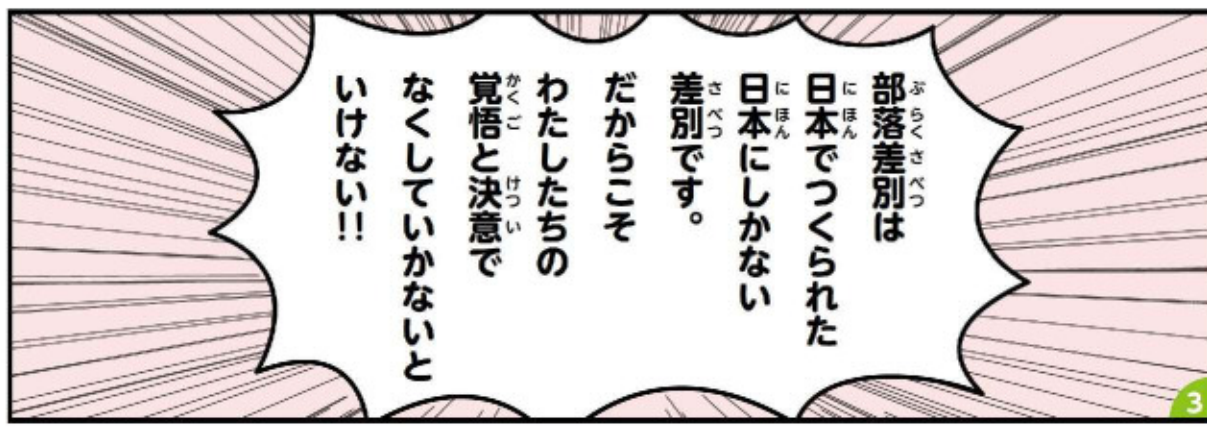
## 「部落差別」とは

生まれた場所や住んでいる場所などを理由にして差別することを「部落差別」といいます。

その「差別しよう」という悪い気持ちを持った人が、仲間はずしをするために、生活している場所を暴いたり、その人の不利になるようなことをしたり、根も葉もない噂話を広げたりすることは、決して許すことはできません。

「そんな部落差別をなくしたい！」という想いから、太宰府市は2020年12月に部落差別をなくしていくためのルール（条例）を作りました。

太宰府市はこの条例を作ったことで、「太宰府市で生活するすべての人とともに、部落差別をなくしていく！」という決意表明にもつながっているのです。





# 「太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例」ができました

2016年12月、国は「部落差別の解消の推進に関する法律」をつくりました。

この法律は、部落差別が現存していることを認めるとともに、情報化の進展に伴いインターネット上での新たな差別事象等が発生する中で、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するためにできました。また、2019年には、同様の主旨で「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」ができました。

太宰府市においても「部落差別は決して許されないものであり、その解消に努めることが市の責任である」との姿勢を明らかにするために、2020年12月25日にこの条例ができました。条例のポイントや目的を正しく理解し、部落差別のない明るい社会を実現しましょう。

## ポイント①

現在も部落差別があるということと、太宰府市にとって「部落差別の解消は重要な課題である」という認識を明記し、その解決のための取り組みを行うことで、部落差別のない社会を実現することを決意しています。

## ポイント②

部落差別の解消のため、相談体制の充実、教育と啓発のさらなる推進を図ります。国や県が実施する実態調査に協力し、太宰府市においても必要に応じて、実態に係る調査を実施していきます。

## 太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例（抜粋）

### （目的）

**第1条** この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法、部落差別の解消の推進に関する法律及び太宰府市人権都市宣言に関する条例の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

### （基本理念）

**第2条** 部落差別の解消に関する施策は、すべての市民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する市民一人ひとりの理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

### （市の責務）

**第3条** 市は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、国及び県との連携を図りつつ、本市の実情に応じた施策を講ずる責務を有する。

### （相談体制の充実）

**第4条** 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、本市の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

### （教育及び啓発）

**第5条** 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、本市の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

### （実態調査）

**第6条** 市は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、国及び県が行う調査に協力するとともに、必要に応じ、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。



# この条例がめざす社会とは…



## 相談体制の充実（第4条）

自分を取り巻く環境の中で起きる問題や悩みは、なかなか人には言えなかったり、一人で考えても解決できなかったりすることがたくさんあります。

そんなときに、いつでも、誰でも、どこでも、気軽に相談できる場所を充実させることが大切です。



## 教育及び啓発（第5条）

正しい知識がないのに、「いざっ！」という場面で、正しい行動ができるでしょうか？ インターネットに広がる様々な情報を、そのまま信じていないでしょうか？

部落差別を解消するには、まず正しい知識を一人ひとりが勉強し、理解をすることが大切です。



正しい知識を学ぶことで間違った行動に、ブレーキをかけることができます。



自分に偏見や差別意識がないか、自分自身を見つめ直すきっかけとなります。



実態調査（第6条）

部落差別はなかなか表面化しにくいのが実態です。  
 差別の現状を把握するためには、昔と比較し生活実態がどう変化しているのか、差別事象は起きていないのか、市民の意識はどう変化しているのか等の実態調査が必要です。  
 また、インターネット上での部落差別についても定期的に調査し、モニタリング（監視）をしながら、削除依頼をする等の対応が必要です。



差別のない明るい社会

この条例がめざす社会とは…





# インターネット上での質問です。あなたならどんな回答をしますか？

質問：両親に結婚を反対されています。どうしたらいいのでしょうか？

質問者 Aさん 2021/11/21 00:45

付き合っている彼と結婚を考えていますが、両親に反対されています。以前は優しい彼のことを気に入ってくれていたのですが、彼の出身地を聞く機会があり、それ以降、手のひらを返したようになりました。どうやらその地域は「同和地区」というようです。

両親のことは大好きなので、祝福してほしいです。どうにか納得させたいのですが難しいのでしょうか。私が同和地区のことについて詳しく知らないのですが、どうしてそんなに反対するのでしょうか。

回答者 あなたの回答文

回答者 Bさん 2021/11/23 20:20

大切なあなたの幸せを願うご両親だからこそ、悪意ある噂話を信じ、反対されたのかもしれない。しかし、あなたが彼に魅かれた理由を思い出してみてください。あなたはきっと彼自身の性格や、お人柄、あなたを大切にすることの心に魅かれていたのではないのでしょうか。相手が「どこで生まれたか」など、本人の努力で変えることができないことや、ご自身で確認していない噂話で、結婚するかどうかを決めるのではなく、彼そのものを見つめて決めることが、あなたの幸せにつながっています。

これらをふまえて、ご両親にもう一度彼に魅かれた理由や彼の人柄を伝え、彼と結婚することが自分の幸せであることを伝えてみてください。

## Aさんのこと

Aさんのように、「自分の知らないこと」は不安につながり、ついつい便利なインターネットで答えを求めてしまう気持ちはよくわかります。

しかし、インターネット上は、正しい情報ばかりではないということを忘れてはいけません。悪意のある人がバラまいている情報、なにも知らずに誤った内容を拡散されている情報：などいろんな情報であふれています。

人に尋ねにくいことや、一人で考えて判断がつかないときは、この冊子の最後にある相談窓口などにも相談してみましよう。

## 本当に「ベストアンサー」？

インターネット上で「良い回答」として選ばれているものでも、悪意ある人が誤った考えを広げるために選んでいる回答も多々あります。「何が差別となるのか」をきちんと知らないで、「良い回答」という言葉に惑わされてしまう可能性があります。正しいことを知り続ける行動はとても大切になってきます。

あなたが発信する側となったときも、「誰かが傷つく内容になっていないだろうか」と一度立ち止まって、想像を広げてみるといいですね。



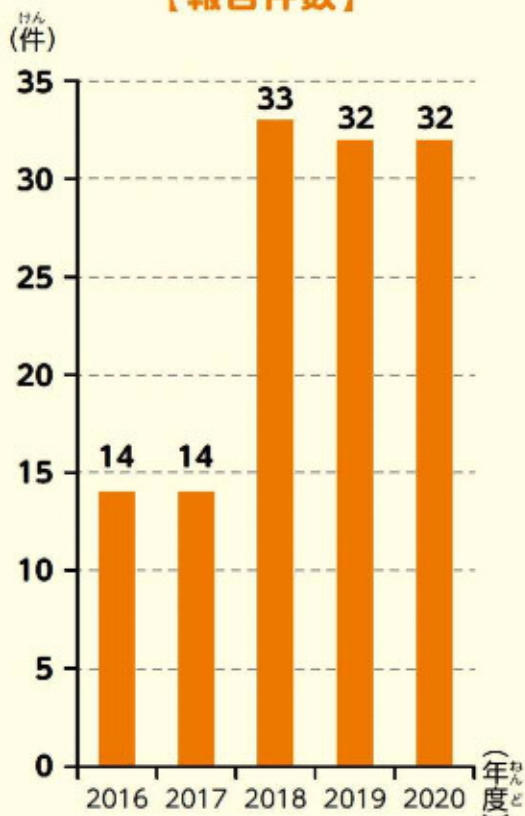
私たちが住んでいる太宰府市内の  
小中学校では、どれくらい  
差別事象が報告されていますか？

2020年度に32件の差別事象が報告されています。

そのうち31件が障がい者（児）差別につながる発言でした。特に多い発言が「キチガイ」（17件）と「ガイジ」（6件）でした。障がい者（児）に対しての差別意識があることがわかりました。

これらのことから、障がい者（児）に対する差別意識の解消が課題と言えます。

ほうこくけんすう  
【報告件数】



特に多い差別発言

### ●「キチガイ」とは

「精神障がい者」を差別する言葉です。また、「精神障がい者」の方とつなげて、自分の中の基準で「変な」「おかしい」発言・行動・考えをする人」をからかったり、侮辱したりする言葉です。

### ●「ガイジ」とは

「障がい児」を省略した言葉です。以前は身体的特徴のある人に対して侮辱し差別する言葉でしたが、今では「キチガイ」と同様相手をからかったり、侮辱したりする言葉になっています。

### 小中学校での取り組み

太宰府市内の小中学校では、これらの差別発言を受けて、次のような取り組みを行っています。

- 一人ひとりの子どもの違いを認める学習・「障がい児」と共に生きる学習
- 人とつながる言葉を大切にする学習
- 友達のよさを見つける日常的な指導
- 学校だよりや学年だより等で、人権に関する内容の掲載

また、各学校の取り組みを紹介しあい、それぞれの学校の取り組みの向上を図っています。



なぜ、子どもはその言葉を知り、  
使うようになったの？

子どもがその言葉を知ったきっかけは、家庭や地域、習い事の中であったことがわかってきています。2020年度に太宰府市内で発生した差別発言の中で、子どもに知った経緯を聞くと、「保護者が話しているのを聞いて知った」や「保護者を変なことをしている人にその言葉を言っていた」との回答がありました。また、「保護者が自分の子どもに対して差別発言を行っている」ことも報告されています。子どもを取り巻く大人たちの「言葉」「行動」は、大人たちが思っている以上に、子どもにとっても大きな影響を与えます。「軽い気持ちで」「冗談で」言ったり、行動したりしたことが、思わぬところで差別やいじめを広げるきっかけになることがあります。

何気なく

はっした言葉

戻せない

今までに  
このような  
人権作品があります

太宰府東小学校6年(応募時)  
福山 奈那さん



国分小学校6年(応募時)  
大谷 亜衣さん

家庭・地域で考えてほしいこと

その言葉がどのような意味からきているのか。どのような意味で使われているのか。自分が言われて傷つかないか。その言葉を発する前に、もう一度考えてみてください。

あなたが友達に言ったその言葉

あなたが子どもに言ったその言葉

「差別」のきっかけになっていませんか？





## 東京オリンピック・

# パラリンピックを見て思うこと

新型コロナウイルス感染症の拡大で開催の是非が問われる中、一年間の延期ののち、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されました。

太宰府市内在住の道下美里選手が、パラリンピックマラソン女子視覚障がいクラスで金メダルを獲得されるなど、多くの選手の活躍をテレビや新聞、インターネットなどで見ることができました。一方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、多くのイベントが中止や延期をされる中、オリンピック・パラリンピックを開催してもよいのかという意見もありました。

そういった中開催された今回の大会でしたが、様々な人権問題に関することについて、改めて考えさせられました。みなさんも一緒に振り返って考えてみましょう。



## …選手に対するSNSでの誹謗中傷…

自分の応援している選手が負けたり、都合が悪い結果や判定があつたりしたときに、相手の選手のSNSに誹謗中傷を含むコメントが書き込みされることがあります。また、メダル獲得の期待が大きかった選手が敗退するなどした時にも、その選手に対して書き込みがありました。応援する思いが強い分、内容も過激になり選手の尊厳をも脅かすものとなりました。SNSは誰もが自由に発信できる便利な道具として利用されていますが、相手のことを十分に知らず、相手の気持ちを考えないで書き込みをすることにより、相手を傷つけることとなります。便利な道具も間違った使い方をする、相手を傷つけ、場合によっては命までも奪ってしまいます。「誰でも加害者になることがある」ということを忘れないようにして、自分の中で正しい判断ができるようにしましょう。

## SNSとは…

SNSとは、ソーシャルネットワークワーキングサービスの略で、登録された利用者がインターネット上で交流できる会員制のサービスのことです。



## …だれもが認め合える社会を…



車いす同士が激しくぶつかる「車いすラグビー」は、男女混合でチームが編成され、障がいの程度によって役割を分担し、チーム一丸となってボールを奪い合い、点数を競うスポーツです。車いすの形も攻撃型と守備型があります。攻撃型は、細かいターンや動きができるようにコンパクトにできており、守備型は、相手の動きを止めるために突き出したバンパーが特徴です。また、性別や障がいの程度が違う人でも、同じチームで競技ができるように、ルールが工夫されています。

2016年に制定された「障害者差別解消法」では、障がいのある人もない人も、その人らしさを互いに認め合いながら、共に生きる社会の実現をめざしています。

車いす利用者だからお店に入れない、障がい者だからアパートを借りることができないなど、「障がいがある人」というだけで、「障がいがない人」と違う対応をすることは不当な差別となります。人はそれぞれ違うのがあたり前です。障がいの有無や程度、また、性別が違うということだけで、自分とは違うと排除するのはなく、お互いの個性を認め合いながら、差別のない明るい社会をめざしていきましょ。

## …オリンピックは平和の祭典…



今でも世界のどこかで戦争が起こっています。戦争は最大の人権侵害といわれています。

また、オリンピックは平和の祭典といわれています。「スポーツを通じて平和な世界の実現に寄与する」ことも、オリンピックの目的の一つなのです。

今回のオリンピック・パラリンピックを機会に、互いの国のこととをわかり合うことによって、戦争のない平和な世界になれば、この大会を開催してよかったと思えるのではないでしようか。

私たちも、日常生活において、お互いのことをわかり合い、寄り添い、平和を愛する心とともに、「ありがとう」という感謝の気持ちをもって、争いや差別をなくしていきましょ。

手話で  
「ありがとう」



最後まで読んでいただき、  
ありがとうございました！



# 市ではこんなことをやっています。

## 相談事業

### 人権相談・DV相談 (人権政策課)

人権擁護委員・法務省による人権(差別、いじめ、暴力、虐待、セクハラ等の様々な人権問題に関する悩みごと)相談を実施しています。

配偶者や恋人等から受ける暴力に関する相談も、専門の相談員がお受けします。

### 生活の困りごと相談 (生活支援課)

借金を何とかしたい、生活資金がない、仕事が見つからない等、家計(お金)に関することや就労、生活等、日常生活での困りごとについて、専門の支援員がお受けします。

※この他にも、いろんな相談事業を実施しています。  
詳細は市役所にお問合せください。

### 健康相談・こころの相談 (元気づくり課)

生活習慣病に関する相談、食事・栄養に関する相談を保健師や管理栄養士がお受けします。また、こころの悩みや不安・不眠に関する相談を専門医がお受けします。

## 教育・啓発事業

### 市民講演会

毎年7月の同和問題啓発強調月間では、同和問題をテーマにした市民講演会を実施しています。今年は「太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例」の制定を受け、小西幸恵さんにご講演いただきました。講演では、「インターネットの普及により差別の形態が変わってきている。インターネット上の情報がすべて正しいわけではないので、正しい知識をもって行動してほしい」とのお話がありました。

### 人権講座「ひまわり」

同和問題をはじめ、女性問題、障がい者問題、ハンセン病問題等、様々な人権問題について、市民講座を開設しています。

### 男女共同参画フォーラム

毎年12月の人権週間に合わせて、男女の性別を問わず、誰もが個人として尊重され、いきがいを実感できる社会を実現するため、市民啓発事業を実施しています。

### 人権教育・人権学習講師派遣

市民からの依頼があれば、人権に関する講師を派遣します。また、小学6年生の人権学習では、「人権都市宣言」や「同和問題」をテーマに、職員をゲストティーチャーとして派遣しています。

お問い合わせ

太宰府市教育委員会 社会教育課 教務係 人権・同和教育担当  
 太宰府市 人権政策課 人権・同和政策係  
 〒818-0198 太宰府市観世音寺 1-1-1 TEL: 092-921-2121

過去の啓発冊子などは市ホームページで公開中

